

実践女子大学下田歌子記念女性総合研究所
『年報』第五号 二〇一九年三月 抜刷

上京以前の 下田歌子

—— 父・平尾録蔵筆「己巳九月備忘の記」より ——

小林
修

上京以前の 下田歌子

— 父・平尾録蔵筆「己巳九月備忘の記」より —

小林修

はじめに

本学図書館所蔵の「下田歌子関係資料」の中には、父平尾録蔵が書き残した資料が少なからず残されている。とりわけ二度にわたり辛酸を嘗めた不本意な幽囚事件に関しては、関係資料を丹念に書き写し、遣り切れぬ思いを書き残している。本稿では、それら一連の文書とは異なり、己巳年すなわち明治二年九月に起きた歌子（当時平尾^{まき}鉞）の歌才にかかわる或る出来事を父録蔵が即日書き留めた「己巳九月備忘の記」を解読し、上京以前、少女時代の下田歌子の歌才と世評、それにまつわる或る思いがけぬ出来事を紹介するものである。また、この時、何故か岩村藩勤皇派の父録蔵はなお謹慎中の身であり、そのことへの言及も見られるゆえ、併せて触れてみたい。

1

平尾録蔵筆「己巳九月備忘の記」は、明治二年（一八六九）九月二三日から二五日に至る三日間の一連の出来事を記録したものである。まず二三日昼過ぎ、中山道大井宿（尾張藩領）の本陣からの使者が平尾家を訪れるところから始まる。用件は鉞（歌子）の歌詠短冊を頂きたいとのことである。ところが、折悪しく鉞は境野家へ病人の看病に行っており留守。録蔵は鉞の歌詠が入った箱をそのまま使者の前に出し、この中から何枚でも選んでお持ち帰り下さい、と告げて来訪中の眼医者と談話を続けている。やがて使者は五七枚の短冊を選び、挨拶して帰っていった。鉞の留守中に短冊所望の人が来た時には何時もそうしている、と記しているごとく、この頃既に鉞の歌才は近隣に知れ渡っており、短冊を所望する人々がかなり存在したことを窺わせて興味深い。鉞はこの

時満一五歳になつたばかりである。翌日、鉦が帰宅したのでその話をすると、昨春の明治維新を詠んだ歌二三首を短冊に揮毫したので鉦に本陣へ届けさせた。ただし、大井宿本陣は岩村に来ており町方に逗留しているとのことだと付記している。録蔵は未だ謹慎中の身であり自ら外出することが出来ず、事態を正確に把握出来ていないようである。やがて大井宿本陣というのは本陣(林家)の主人ではなく本陣に宿泊した朝廷からの巡察使であることが判

*

平尾録蔵筆「己巳九月備忘の記」

一 九月二十三日、昼後大井宿本陣使ニ而、せき歌咏短冊所望の処、折節おりふし当人ハ留守、久保原村眼医参居候間、箱の中ニ有合セ候短冊を其俵差出シ、旧吟ゆへ定さだめて不出来なるに可有之候。此中ニ而撰ミ何極也と持可被申、尤急ぎ不被申明日ニ而宜敷候ハバ、認直させ遣し可申旨申出、小子ハ眼医師と對話致し居候。右使ハ短冊見極申請候と挨拶有之、五七枚斗持帰り候様子ニ候。

但せきハ境野工病人有之看病ニまより留守也。是迄も留守に短冊所望人御座候節ハ箱之まゝ差出シ、どれ也と持取り申と申出候事ニ候。此度も同様也。

一 翌二十四日、せき帰り候間、右之はなし致し候處、昨春御一新の歌両三首認候間為持差遣し候。

明する。しかも巡察使は鉦の評判を聞き歌を見て、鉦に直接会つてみたい意向である旨が平尾家にもたらされる。だが、その時鉦はまたも境野家へ行き留守である。以下、録蔵筆「己巳九月備忘の記」を翻刻し、その顛末を概観した後、考察を加えたい。翻刻に際し、適宜句読を加えるとともに一部ルビを補った。なお、原本は写真版で本稿末尾に掲載する。

但大井宿本陣ハ町方ニ逗留罷在候よし也。

一 同日七時前、木村弥五八々々ニ而來訪、此度 天朝よりの御巡察使掛

御兩人ハ松田伊兵衛方ニ、御三人ハ木村方ニ御逗留有之、せき歌御聞及び

御逢可被成旨ゆへ郡市司太田才之進殿エ御届申候處、同人ハ可然□沙候得とも

今日ハ無^よ據^{とら}取^と込^こミニ付、同役吉田泰藏殿方エ頼置候間吉田エ申出候様

二との事ニ付、只今より右方エ参り掛ケ二候。婦人ハ髮等の支度も御座候ものゆへ不取

敢しらせ申候旨ニ付、小子事木村ニも承知之身ゆへ諸事手拔ニ不相成様頼入候旨

申シ合木村ハ引取り申し候。

但せき今日ハ昼前境野へまより、昼後ハ在宅ニ付まづ兎も角も用意致し候。

一 七時過、吉田泰藏殿被參、前文之義被申出 天使御用先き遊興ケ間敷^{がまじ}

義ゆへ病氣を以て御断可然旨ニ付、小子事娘歌詠ハ是迄諸侯方御旗本

方御覽にも度々入り候義、甚未熟ニ而御所望之義ハ奉恐入候得共

天使御遊興杯とハ私よりハ難申上ケ、且娘事小子御承知之身ゆへ少々之用

弁ニハ差出シ、今日もすでに両度も差出シ候義ニ付病氣とも申兼候間、各様より

可然被□上ゲ度旨申シ合候處、吉田氏事右之義ハ小子迄エ之内話ニ候、差出シ候付而ハ

附添人御座候哉と被申し出候。小子事差掛候義ニ付、附添人の心掛ケ等無之、

母ハ極老人也。親類内ニも急ニ誰を頼むべきと存候ものも無之旨申し出候。吉田氏事

せき年頃ニも成り候事ゆへ、男子斗^{ぼかり}之中エ附添人無之而は相成間敷旨ニ付、小子事

右等の義も諸事可然御差図被^さ下度旨申出吉田氏を引取り被申候。

但小子昨夏大山妻女出尾之處、右手引致し、願書差出し候杯との讒説ニ

逢ひ、疑惑を請ケ候得共、無程可相分ル事と存居候處、当夏ニ至り尾

州御用済帰途^{いひなく}無^な謂^い立^た戻^り、不埒なるを以て譴責を請ケ候。石橋三十郎殿

より近々爰^{こゝ}元^{もと}御使者出尾ニ付、夫迄ハ滞尾の様伝言被申越立戻り候ヲ

石橋氏ニハ其義不及旨也。是ハ召連候西尾関右衛門と御貸人と小子と伝言人と

石橋と對話致し候ハバ可相分ル事ニ候。何レハ石橋家親類殿エ御厄介相掛ケ度と

存居候事也。左様の小子ゆへ又々如何様の不束ふつつか二相成候も難斗はかりがたき二付、小子
手抜ケニ不相成様御差図被下度旨申し出候事。

一 七半時頃、木村ま以り、吉田氏エ相届候處、不束者二付御断可申旨夫共達而と
御沙汰御座候ハバ、又々其節之事ニ候旨申し出引きとり申し候。

一 程なく吉田氏ま以られ、不束者二付御無礼有之候而も入恐候間、再三御沙汰御座候へ共小子
方迷惑不相成様御断可申候。且付添人等御手数数ニ付御断可申旨ニ候。上エ相伺候處不相
成旨ニ付致し方も無之旨被申し置引取被申候。

但右之両度め吉田氏被參候節ハ取次より家内之者エ被申置引取被申候事。

己巳九月二十五日夕備忘のため志るす

平尾録藏

一 同二十五日夕、大井宿本陣使參り、状箱持參ニ而請取書き遣し候様被申し候間
早速被見致し候處、御巡察使様よりせきエ御返歌被下候短冊也。且せき

述懐之歌差越候様被申候様處、せき又々留守故使人エいつ被帰候哉と相尋候處
直様立帰り候旨ニ付、せき許ニ遣し候間も無之ニ付、昨夏以来之反故帖一
冊取出シ、当人ハ留守ゆへ不相分ら候得共、此反故帖御覽候ハバ可相分ル哉ニ
被渡候旨申し出、其冊ニ寸紙請取書相添使人エ相渡申し候。

但使人急ぎの様子ニ而、帳面ハ封じ候にも及不申旨ニ付、早々に使人の前ニ而
一枚紙ニ而手輕ニ封致し、且請取書も目の前ニ而早々相認め相渡申し候。

恭文不束之歌本陣より 御巡察使様江被入御覽 御返歌被下候義

実以不奉存寄難有次第ニ付、此旨書綴り置候事。

同日夜

以上

以上が「己巳九月備忘の記」の全文である。九月二四日朝、鉦が「御一新」の歌を届けた後、木村弥五八²が久々に訪れ、天朝からの巡察使一行が岩村に来られ、自分の邸にも御三人が逗留、鉦の歌才の評判をお聞きになり、是非会ってみたいとの仰せである³と告げる。ついでには郡市司吉田泰蔵殿へ伺いを立てるため、これから出向くところだが、女性髪などの支度もあろうから前もつてお知らせに立ち寄ったという。木村弥五八は岩村藩御用達の商人、名字帯刀も許された町方の有力者である。松田伊兵衛も同役の「問屋」。鉦は午前中は境野家へ行き留守だが、午後は在宅の予定なので、録蔵は兎に角準備だけはと始めたところ、間もなく吉田泰蔵が訪れ、朝廷の御用先で遊興がましきことは差し控えるべきだから、病氣と言つて御断りするべきである、と伝えた。これに対して録蔵は、天朝からの巡察使様にこちらから「遊興」などとはとても申上げられないし、自分が謹慎の身で外出できないので、今日も娘を二度も使いに出しています。それゆえ今更「病氣」とも申し上げられません、と答えた。吉田は、これはあくまでも録蔵への内話である。もし鉦を巡察使様のもとに差し出すとしたら、男子ばかりのところへ年頃の鉦を差し出すわけにはいくまい。誰か付添人の心当たりはあるか、と問うた。録蔵は自分は謹慎の身であり、母は老齢、急のことで親類中にも心当たりはありません、これらのことも含め吉田に諸事

お差図願いたいと依頼した。この後、自分が不条理な謹慎処分を受けた経緯が簡略に記され、その事への不満とともに、そんな自分だから今度も「不束^{ふつか}」にならぬようくれぐれも御差図願いたいと依頼した旨書き添えている。この不条理な謹慎処分については後ほど触れる。

その後、木村弥五八が再びやって来て、吉田氏へ御届けしたところ、「不束者」につき御断りすべきだとの判断で、それでもどうしてもと御沙汰があつたら、またその時のことにしましょうと言つて木村は引取つて行つた。程なく吉田氏がまた来られて、「不束者」に付き、失礼があつては誠に恐れ入る次第であるから、再三御沙汰があつたけれども御断りするのがよからうとのこと、また上様にも御伺いしたところ、相ならぬとの御意向であつたゆえ、致し方ないことだ、と言つて引取られた。ただし二度目に吉田氏が来られた時は、取次から家内の者へ申し置いて引取られたのである。

「備忘の記」はここ迄でいったん擱筆されているが、同日夕刻になつて思いがけない出来事が出来し、同夜その事が補筆されている。それは、二五日夕刻、また大井宿本陣から使いが来て、状箱を持参、開けて見るとそれは御巡察使様から鉦への御返歌であつた。そして鉦に再び「述懐の歌」を届けるようにとのことであつた。しかし鉦はまたまた留守である。使い人は直様立ち戻らねばならないとのことなので、鉦に使いを出すこともできない。仕方なく昨夏以来の反故帖を差出し、請取書も簡略にまとめて手渡し

た。使い人はたいへん急ぎの様子であった。思いがけず御巡察使様から御返歌を頂戴したことは、実に思いがけない有難いことであつたと明記してこの備忘を結んでいる。以上が「己巳九月備忘の記」の概略である。

3

平尾録蔵が書き残した「己巳九月備忘の記」を概観してみると、明治二年のこの時点で既に鉞の歌才が近隣に鳴り響いていたばかりでなく、「是迄諸侯方御旗本方御覧にも度々入り候」とあるごとく、大名・旗本からも引き合いがあつたことが窺われて興味深い。しかも今度は、朝廷の巡察使から短冊を所望された上に直接会いたいと申し入れて来たのである。これは録蔵・鉞父娘にとつて非常に名誉なことであつた。そればかりでなく岩村藩にとつても藩士の娘が巡察使に目通りを許され歌を献上することは名誉なことであると思われる。にもかかわらず、藩上層部は積極的に実現を図ろうとする姿勢が無いような印象を受ける。そして結局のところ、平尾家にとつては付添人に困るであらうし、「不束者」で失礼があつては恐れ多いという理由と、上様に御伺いを立てたところやはり御同意を得られなかつたとの旨を以つて実現に至らなかつたのである。しかもこの結論は郡市司吉田泰蔵から直接聞いたのではなく、家内の者へ伝え置き吉田は立ち帰つたというのである。録蔵にとつてどうにも釈然としない結末である。ともかく

彼はこの三日間のここ迄の経緯を「備忘の記」として記録し、いつたん筆を置いた。だが、その日（九月二十五日）の夕方、思いがけず大井宿からの使いを通して巡察使から鉞への返歌が届けられる。三日間の不本意な成り行きに暗然たる思いに沈んでいた録蔵の心は一転したことであろう。結局鉞の目通りは叶わなかつたが、返歌を頂戴したことは思いもよらぬ有難く名誉なこと、と「備忘の記」の末尾に書き加えている。

さて現在から見て、この加筆部分が補記されたことによつて、「備忘の記」は当時一五歳の鉞の身に起つた名誉ある出来事の記録として読むことができるが、平尾録蔵は当初これを予期しないでこの記録を書き残そうとしたと考えられる。末尾の出来事の前に「己巳九月二十五日夕備忘之ため志るす 平尾録蔵」と明記しているからである。とすれば、鉞の身に起りかけた名誉な出来事が藩上層部の無理解乃至は圧力によつて実現しなかつた不本意な事実を記録しておくことに録蔵の主眼があつたと考えられないであらうか。先にも触れたように、常識的に見て、藩士の娘であり穎悟で歌才に秀でた少女が、朝廷からの巡察使に召されて歌を献上することは、岩村藩にとつても名誉なことであるはずだ。にもかかわらず、藩は許可しなかつた。録蔵の筆致からも藩の消極的な姿勢が窺われるが、何故岩村藩は許可しなかつたのであろうか。このことを考えるに当つては録蔵の現在に至る謹慎の理由が深く関係していると思われる。

「己巳九月備忘の記」の中に、録蔵は何故か自らの謹慎の理由について触れている。「但小子昨夏大山妻女出尾之處、右手引致し願書差出候杯との讒説二逢ひ疑惑を請ケ候得共、無程可相分ル事と存居候處、当夏二至り尾州御用済帰途無謂立戻り、不埒なるを以て譴責を請ケ候」などと記された部分である。そもそも岩村藩における尊皇派の中心人物である平尾録蔵が明治維新後の現在に至っても何故謹慎の身の上であるのか。先ずそのこと自体が不審である。親藩岩村藩を佐幕から勤皇恭順へと導いた中心的役割を果たしながら、現在に至っても謹慎処分が解けないままである。その理由は何か。大山妻女出尾の手引きをし、願書を差し出したとの讒説に逢い疑惑を受けたとは、どのようなことか。明治元年、主君松平能登守乗命（のりとし）は江戸在府中の情況下、国家老丹羽瀨市左衛門等により藩論を勤皇恭順に切り替えた岩村藩は、尾張藩の斡旋により勤皇恭順の実をはかるため、重臣一名を名古屋に出張させた。その任に選ばれたのが平尾信左衛門（録蔵）であった。尾張藩徳川慶勝は朝廷派としていち早く藩内の佐幕派を肅清（青松葉事件）し、近隣諸藩に対して勤皇誘引に動いていたからである。名古屋では藩校明倫堂に待賓館を設置し、名古屋詰として出張してくる近隣各藩家臣たちの接見場所とした。総裁は丹羽淳太郎、出役は鷺津九蔵（毅堂）である。録蔵は二月から三箇月間ほど名古屋詰として奔走したが、その任が終わる

頃、岩村では大山伝八郎⁴の妻が出奔し名古屋に向かったという事件が起こった。勤皇派の大山他原田徳三郎（文嶺）など数人は何故か未だ揚り屋入りとなっており、大山の妻はその不当な処分を総督府に直接訴えるため願書を持って国元を出奔したものである。これは同じ勤皇派で名古屋詰となっている録蔵が手引きしたとの讒言がなされ、録蔵は譴責を受けたのである。録蔵は預り知らぬことであつたが、岩村に帰ると間もなく家老味岡正秋の屋敷に出頭させられ、「不審之筋」有りということで山梨健蔵にお預け謹慎の処分を言い渡された。そして録蔵の申し立ても入れられぬまま、今年（明治二年）四月「尾州御用済謂なく立戻り候段不埒に付、隠居仰付け俸締蔵へ御助扶持七口下置かれ候事、但自分謹慎可罷在事」と隠居謹慎の処分が下された。そして録蔵本人は納得できないまま、この九月まで謹慎処分は続いていたのである。録蔵は「備忘の記」に昨夏以来の謹慎処分のことを書き記し、そのような自分であるから、今回も「手抜」にならぬように慎重に事を運ばなければならないと自ら戒めているのだ。

ところで、この巡察使の通行に関しては、岩村藩領の庄屋とみられる吉村家に記録が残されている。「吉村家日記」（『恵那市史 史料篇』）には次のようにある。

○明治二年九月二三日

從京都より大巡察様御通行左之通被 仰渡（京都より大巡察様通行、左の通り仰せ渡さる）

深澤禪正大巡察

永田禪正大巡察

矢澤禪正巡察属

神谷禪正巡察属

足立禪正巡察属

右之通御巡察様方御通行ニ付、子安森ニて小休ミ之用意可致候二十三日御巡察様方四ツ頃

当村え御着、子安森ニて御小休ミ御機嫌克岩村へ御通行ニ候、同二十五日岩村御立ニ相成伊奈県飯島辺迄之御先触、則二十五日子安森ニて小休ミ、今日ハ駕籠ニ召候候ニて御休み也、御機嫌克東野村へ御越し

「禪正」とあるのは「弾正」の間違いと思われるが、これによれば、一行は深澤禪正大巡察・永田弾正大巡察と矢澤・神谷・足立弾正巡察属の五名であった。「弾正台」は律令制の警察機構の役職だが、明治政府も明治二年から四年までこの役職を設置している。長官は弾正尹九条道孝。新政府発足後の地方行政を監察する目的で各地を巡察したものである。録蔵は巡察使としか書いていないが、これが弾正台巡察使となれば、岩村藩としても神経を尖らせずにはいらなかったはずである。岩村藩勤皇派の中心的人物の一人でありながら明治維新後も謹慎処分が続いている藩士の娘が、弾正台巡察使に召されて席上で歌を献上する機会が設けられようとしているのである。岩村藩執行部としては、出来るだけ

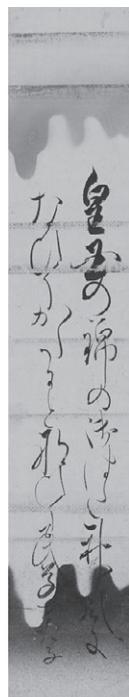
実現することなく穏便に巡察使に引き返してもらいたいと考えただろう。当然のことながら、昨年大山伝八郎の妻が総督府へ直訴するため出奔した事件も想起されたものと思われる。(平尾録蔵はまさに此の事件に連座する形で罪に問われたのである。潔白の主張は聞き入れられなかった。大山の妻も連れ戻され揚り屋入り処分となった。) 録蔵の「備忘の記」から窺われる藩当局の消極的姿勢はこのような理由に根差していたのではないだろうか。

5

平尾鉦が弾正台巡察使に召され歌会で歌を献上する機会は実現されなかった。しかし厳めしい弾正台の巡察使も歌ごころに富んだ風雅を解する人物であったようだ。(深澤・永田二人の大巡察であろう) 中山道大井宿本陣に戻った後、使いを出して返歌を鉦のもとに届けている。この返歌は現在残されていないが、鉦のどのような歌に対する返歌であろうか。巡察使に届けられたと思われる歌は、九月二三日大井宿の使いが持ち帰った旧作の短冊五七枚がある。さらに翌日帰宅した鉦が届けた昨春の「御一新の歌」二三首がある。巡察使が返歌を詠むとしたら後者がふさわしいだろう。とすれば、一首は本学図書館が所蔵する次の歌が考えられる。(画像参照)

皇国の錦の御はた神風になびくかたにとなびく民草

せき子



(実践女子大学図書館蔵)

右の歌は『下田歌子関係資料集』に慶応三年とあるが、四年のものと思われる。いわゆる「錦の御旗」が出現したのは慶応四年正月の鳥羽伏見の戦いの折である。その他『香雪叢書』の中には慶応四年(明治元年)作で「御一新」を詠んだと断定できるものは見当たらない。また右の歌も『香雪叢書』には収録されていないものである。

さらにこのことに関連して以前から気になっていた一文がある。戦前の西尾豊著作『下田歌子傳』に見られる次の記述である。

明治三年の頃、女史は父録蔵が再び幽閉の中にあるのを悲しみ、折りふし明治政府の設けられた弾正台が中山道を巡行するを聞き、聞え上げんとせられた詠は次の通りである、時に女史十七歳であった。

うき雲やなにへたつらむ雲井まで聞こえあけんと思ふ心を

既に見たように、明治三年とあるのは明治二年、十七歳とあるのは満十五歳の誤りである。また、右の歌は『香雪叢書』第二巻

「雪の下草」にも収録されておらず、本学「下田歌子関係史料」にも残されていない。西尾は晩年の下田歌子から直接取材したと推察されるが、歌子自身も晩年に同様な回想を残している。

私の父は、数十年の勤王の素志も苦節も、將た苦行も、奸邪の為にふみにじられて、殆ど冤罪に死ぬところでありましたが、幸いにして、突如として弊藩に臨まれた弾正台の有司によつて漸次其の理非曲直を裁判かれまして、晴天白日の身となり、更に幾程も無く朝廷より諸藩に命ぜられて、神祇官に参集せしめられ宣教師の一員として、明治三年俄かに上京致しました。

(略)

其時分病み臥して居りました祖母から「ぐづ／＼しては居られぬから、断然父の為に御巡回の弾正台の有司に直訴せよ。万一事破れて武運拙く奸吏の為に、途中にて捕らへらるゝ事もあらば密書は嘯みて嚙下し、拷問などの憂目を見ぬ間に、速かに自殺せよ」と厳かに命令されました。事その他其節の事などを考えますと、恨めしくも將た懐かしき、亡き人々の面影が、彷彿として眼を遮るのであります。

このように、祖母から決死の思いで父の冤罪を弾正台巡察使に訴えるように命じられた、と回想しているが、この時「うき雲や……」の歌を詠んで訴えたことには触れていない。父平尾録蔵

の「己巳九月備忘の記」からも、こうした切迫した経緯を窺うことはできない。この歌が弾正台巡察使に届けられたとしたら、岩村藩当局としても穏やかではなかったと思われる。藩は歌会で右のような歌が直接詠まれることを懼れていただろうからである。西尾が述べるように右の歌が巡察使に届けられたとすれば、九月二四日の午後であろうか。同日朝は前述のごとく「御一新の歌」二三首を書きなおし届けているが、録蔵によれば、午前は再び境野家へ行き午後は在宅と記している。この日、巡察使への御目通りは許可されることが判明した後、新しく右の歌を詠んで届けたか、翌日巡察使が岩村を立つ前に届けたか、いずれかということになる。とすれば、巡察使からの返歌はこの歌への返歌であつたとも考えられる。いずれにしてもこのことは現在のところ推察の域を出ない。さらに平尾録蔵によつて書き留められた「己巳九月備忘の記」にかかわる一連の出来事が彼の謹慎中という身の上にとどのような影響をもたらしたのか？ 歌子の回想にあるように、その後弾正台によつて「理非曲直」が裁かれ、録蔵が「晴天白日の身」となつたということも現在の所これを詳らかにしない。録蔵も明確に書き残していないからである。

彼の謹慎処分が解かれたのは、この年大晦日のことである。録蔵はこの日の経緯も別に詳細に書き残している。「己巳十二月晦日之記」がそれである。翻刻は割愛するが、前日の廻状により十二月晦日九時正服で登城するようにとの通達があつた。廻状には自分一人ではなく、「先年隠居の力丸元長、近頃隠居の大野多治見

遙か以前隠居の海野増次郎・三浦幸三郎、其外戊辰夏より隠居謹慎等之者也」と複数の謹慎者が呼び出されたようである。時刻に登城してみると、勤仕の者も含めて総登城の御触れがあつたようである。そして勤仕の面々には「御改革之命令」があり、その後隠居処分の者一人ひとりが御前に召し出され、味岡家老（この年二月から大参事）から書付が渡された。それには次のようであつた。

平尾録蔵

自今自分謹慎ニ不及候事

十二月

行政廳

別紙には「為養老二口下賜候事」と記されていた。また倅録蔵には別に「階級五等ニ被成下候事」との御達しがあつたという。この日を以つて平尾録蔵の謹慎処分は正式に解かれたのであつたが、録蔵にはなお釈然としない憤満が燻ぶっていたようである。「己巳十二月晦日之記」には、この後細々と大山伝八郎妻女の出奔事件から受けた自らの疑惑と無実を振り返り、今回他の人々と等しく一斉に謹慎処分が解かれたものの、「当己巳夏ニ相成大山妻帰郷ニ而有司ヨリ尋問有之旨ニ付定而我等之御不審も明白ニ相分り候事と奉存罷在候得共、今日、二至り御不審相晴候旨之御達しハ、無之候」（傍点小林）と無念の思いを書き付けているからである。嫌疑が晴れたから謹慎が解かれた訳ではないらしいことに遣り場のない憤懣を記さずにはいられなかつたのである。

注

1 岩村藩土境野平次右衛門家(百石)と思われる。平尾家との姻戚関係は確認できないが、境野家への録蔵書簡も残されており親しい関係にあったとみられる。

2 祖先は孝母藩士、岩村へ移り問屋及び藩御用達商。後に岩村の町長も務めた。

3 郡市司は郡村市街及び社寺等の庶務を総へ、訴訟を断じ賞罰を決す職であり、明治二年六月新設。吉田泰蔵・大田才之進・加賀野寛之助・大野源兵衛の四人が任命された。因みに大田才之進は、録蔵蟄居処分に至る疑惑について直接尋問に当った人物である。また吉田は文久三年の和宮降嫁の時、岩村藩代官として中野村庄屋(屋号本酒屋)に常駐、中野村に義務のない扶役を課したため、熊崎新三郎に切り付けられ負傷、和宮通過後に村方から提訴され代官を罷免されている。郡市司に返り咲いた後、小学校教員も務めた。

4 大山伝八郎広英、録蔵の同志であるとともに歌も詠み、せき子の名もみられる歌合わせの記録も残されている。この事件と平尾録蔵の名古屋出張の経緯等については、山口典子「岩村藩勤王周旋始末」(『実践文学』第42号、昭和四十六年三月)に詳しい。

5 『恵那市史 史料篇』(昭和五十一年三月、恵那市発行)に「私記録」(728)として収録されているが、解題がないので、吉村家についての詳細は未詳。明治二年九月二三日に大井宿から子安森を通じて岩村城下へ向かい、二五日再び子安森を通じて大井宿へ戻ったものと思われる。子安森の地名や他の部分の記述から岩村藩領飯沼村(現中津川市阿木)と推察される。

6 『香雪叢書』第二卷(昭和七年一二月、実践女学校出版部)。なお、第二卷「歌集 雪の下草」に収録された和歌総数は一〇〇〇余首。下田歌子自身によって精選されたもので、全歌数の一割にも満たないという。したがって晩年の歌子によって割愛された歌は無数にあ

るとみられる。

7 西尾豊作『下田歌子傳』昭和十一年二月一〇日 咬葉塾。うき雲や……の歌も『香雪叢書』に収録されていない。

8 「つれづれの記」(『愛国婦人』昭和六年一月)

■ 以上の他、次の資料を参照した。

・『岩村藩 藩士歴世略譜』上下(平成四年三月・一〇月、岩村町史料編纂室)

・平尾録蔵筆「己巳四月十三日の記」及び「追記」

・同 「五月二日太田才之進殿渡辺左次馬殿

内田條助殿被参問答大意」及び「附記」

・同 「己巳十二月晦日之記」

・己巳四月十三日議行局申渡書(平尾録蔵宛)

・『岩村町史』(岩村町役場、昭和三十六年二月)

・『恵那市史』通史編二(恵那市、平成元年三月)

・『明治官制辞典』(昭和四四年四月、東京堂)

・『明治史料顕要職務補任録』(一九八一年九月、柏書房)

・『藩史大事典』第四卷(一九八八年一〇月、雄山閣出版)

(こばやし・おさむ/実践女子大学 下田歌子記念女性総合研究所 第1部調査員研究員)

Utako Shimoda Before Her Leaving for Tokyo
— From *Tsuchinoto Midoshi Kugatsu Bibo no Ki* by Shimoda's Father, Juzo Hirao —

KOBAYASHI Osamu

Through analysis of *Tsuchinoto Midoshi Kugatsu Bibo no Ki* (*A Memoir of September 1869*) written by Juzo Hirao, describing his daughter's genius for poetry through the events of a day in September 1869, this paper examines the outstanding talents of Utako Shimoda (Seki Hirao) for composing *tanka* poetry and her reputation in her childhood before her move to Tokyo, which brought her an unexpected encounter with a regional inspector of the Imperial Court. At that time, Juzo, a loyalist of the Iwamura clan, was kept in domiciliary confinement for unclear reasons. This paper also examines the memoir's description of his confinement.